政令第六十一号

電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十四条第一項並びに特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気通信事業法施行令の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中六の項を八の項とし、三の項から五の項までを二項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三　法第六十八条の三第一項の規定による登録を受けようとする者	五〇、七〇〇円
四　法第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者	一九、〇〇〇円

別表第二の備考中「四の項」を「六の項」に改める。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第五十四条の項読み替えられる字句の欄中「前条第二項」の下に「又は第六十八条の八第三項」を加え、同項読み替える字句の欄中「前条第二項」の下に「又は相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される第六十八条の八第三項」を加え、同表第五十五条第一項の項読み替えられる字句の欄中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十八条の八第三項」を加え、同項読み替える字句の欄中「第五十三条第二項」の下に「又は相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される第六十八条の八第三項」を加え、同条第二項の表第六十一条の項を次のように改める。

第六十一条	
同条中「前条第二項」とあり、及び第五十五条第一項中「第五十三条第二項」とあるのは「第五十八条」と、第五十四条中	「前条第二項又は第六十八条の八第三項」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）第三十一条第二項の規定により適用される第五十八条又は相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される第六十八条の八第三項」と、
に係る	に係る」と、第五十五条第一項中「第五十三条第二項又は第六十八条の八第三項」とあるのは「相互承認実施法第三十一条第二項の規定により適用される第五十八条又は相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される第六十八条の八第三項

第六条第二項の表第百六十七条第四項の項中「届出業者」の下に「又は登録修理業者」を加える。

第七条の表第五十五条第二項の項の前に次のように加える。

第五十三条第三項	
第六十八条の二又は第六十八条の八第三項	第六十八条の二（相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第六十八条の八第三項（相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

第七条の表第六十八条の二の項を次のように改める。

第六十八条の二	第六十八条の八第三項	第六十八条の八第三項（相互承認実施法第三十二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	端末機器（第五十五条第一項（第六十一条、前条並びに第百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」という。）	端末機器であつて、第五十五条第一項（第六十一条（相互承認実施法第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、前条並びに第百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたもの（以下「適合表示端末機器」という。）

附　則

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十一条第一項等の規定に基づき、銀行法施行規則及び信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日　内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則及び信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第五号チ」を「第五号リ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条ただし書及び第三十四条の二十六第一項ただし書において同じ。）を有する銀行に係るものに限る。

第十九条の二第一項第五号中ヌをルとし、ホからリまでをヘからヌまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

第十九条の三中「第三号ホ」を「第三号ヘ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第三号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

第十九条の三第三号中トをチとし、ニからへまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

第三十四条の二十六第一項中「第四号ホ」を「第四号ヘ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものに限る。

第三十四条の二十六第一項第四号中トをチとし、ニからへまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項